第25期定時株主総会資料
（電子提供措置事項のうち交付書面省略事項）

事業報告

新株予約権等に関する事項

会社役員に関する事項

（責任限定契約の内容の概要、役員等賠償責任保険契約の内容の概要等）

会計監査人の状況

業務の適正を確保するための体制及び当該体制の運用状況

連結計算書類

連結株主資本等変動計算書

連結注記表

計算書類

株主資本等変動計算書

個別注記表

（2025年10月１日から2026年９月30日まで）

株式会社ＦＰＧ

新株予約権等に関する事項

（1）当事業年度末日において当社役員が有する新株予約権等の状況

該当事項はありません。

（2）当事業年度中に職務執行の対価として使用人等に対し交付した新株予約権等の状況

該当事項はありません。

会社役員に関する事項

（1）責任限定契約の内容の概要

当社は、社外役員全員との間で、会社法第427条第１項の規定に基づき、会社法第423条第１項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく社外役員の損害賠償責任の限度額は、会社法第425条第１項に定める最低責任限度額としております。

（2）役員等賠償責任保険契約の内容の概要等

当社は会社法第430条の３第１項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結しております。

①被保険者の範囲

当社及び当社子会社である株式会社ＦＰＧ証券、株式会社ＦＰＧ信託、株式会社ＦＰＧ　Ａｉｒ、株式会社ＦＰＧリアルエステート、株式会社ＦＰＧ　Ｏｗｎｅｒｓの取締役、監査役、執行役員、管理職従業員及び退任役員（以下「役員等」という。）

②保険契約の内容の概要

被保険者が当社又は当社子会社の役員等としての業務につき行った行為に起因して負担することとなる法律上の損害賠償金や争訟費用等が塡補されます。ただし、被保険者の職務の執行の適正性が損なわれないようにするため、被保険者が違法に利益又は便宜を得たことや、法令違反を認識しながら行った行為等に起因して損害賠償請求を受けた場合は、塡補の対象としないこととしています。なお保険料は全額当社及び当社子会社が負担しております。

会計監査人の状況

（1）会計監査人の名称

EY新日本有限責任監査法人

（2）当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額

① 当事業年度に係る会計監査人としての報酬等の額　46百万円

② 当社及び子会社が支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額　67百万円

（注）１．当社の会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を区分しておらず、実質的にも区分

できないため、上記の金額にはこれらの合計額を記載しております。

2．監査役会は、会計監査人の監査計画の内容、職務遂行状況及び報酬見積りの算出根拠等が適切であるかどうかについて必要な検証を行ったうえで、会計監査人の報酬等の額について、同意の判断をいたしました。

3．当社の重要な海外子会社であるFPG Amentum Limitedは、当社の会計監査人と同一のネットワークに属しているErnst & Youngメンバーファームの監査を受けております。

4．上記以外に前事業年度の監査に係る追加報酬として当事業年度中に支出した額が6百万円あります。

（3）非監査業務の内容

当社の子会社である株式会社ＦＰＧ証券は、会計監査人から公認会計士法第２条第１項の業務以外の非監査業務として、顧客資産の分別管理に関する保証業務の提供を受けております。

（4）会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

監査役会は、会計監査人が、会社法第340条第１項各号に該当する場合、監査役全員の同意に基づき、会計監査人を解任いたします。

また、監査役会は、会計監査人の職務の執行に支障があると判断した場合その他会計監査人を解任又は不再任とするべき理由があると判断した場合、会社法第344条第１項及び第３項に基づき、株主総会に提出する会計監査人の解任又は不再任及び新たな会計監査人の選任に関する議案の内容を決定いたします。

業務の適正を確保するための体制及び当該体制の運用状況

（1）業務の適正を確保するための体制の決定内容の概要

当社は、当社の業務並びに当社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要な体制を整備・推進するにあたり、会社法に基づく内部統制システムの基本方針として、取締役会において以下のとおり決議しております。

① 取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

（ⅰ）当社は、既に定めある「ＦＰＧグループ　コンプライアンス・ポリシー」を法令遵守及び倫理維持の基本方針とし、取締役及び使用人に周知徹底し、業務遂行上の最重要課題のひとつとして位置づけ、その遵守及び推進を求める。

（ⅱ）取締役会は、コンプライアンスに関する重要事項を審議するため設置する「コンプライアンス委員会」を通じて、定期的にコンプライアンス態勢を見直し、問題点の把握と改善に努める。

（ⅲ）当社は、取締役及び使用人の職務の執行における法令・社内規程・規則等の遵守状況について日常的に相互監視を行うとともに、監査役及び内部監査室は連携し、定期的にその遵守体制の有効性の検証を行う。また、内部通報制度を設置

し、不祥事、コンプライアンス上疑義ある行為等について通報窓口を設置し、早期発見と是正を図る。コンプライアンス違反者に対しては、「社員就業規則」に基づく懲戒を含め厳正に対処する。

(iv) 複数名の社外取締役を置くことにより、取締役及び使用人の職務執行に対する監督機能の強化を図る。

(v) 既に定めある「反社会的勢力への対応に関する基本方針」に基づき要領等に明文化し周知徹底を図り、社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力及び団体とは一切の関係を遮断し、警察、弁護士等とも連携して毅然とした態度で組織的に対応する。

(vi) 金融商品取引法に基づく財務報告の信頼性を確保するために「財務報告に係る内部統制の基本方針」を制定し、財務報告に係る内部統制の整備、運用を適切に行う。

(vii) コンプライアンス統括部門を強化し、法務部との連携を図りながら、当社の事業に適用される法令、金融庁の監督指針等の最新の内容を正確に把握し、法改正に応じて所要の規程改定を行い、その内容を関連部署に周知徹底することにより、法令遵守態勢を整備する。

② 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

(i) 取締役及び執行役員の職務の執行に際しては、既に定めある「取締役会規程」及び「執行役員規程」に基づき取締役会議事録、執行役員会議事録等の文書（電磁的情報を含む）・記録の作成、保存及び管理を適正に行う。

(ii) 監査役及び内部監査室は連携し、定期的に情報の保存及び管理について、監査を行う。

(iii) 個人情報は、法令及び「個人情報保護基本規程」に基づき厳重かつ適切に管理する。

(iv) 取締役及び執行役員は、開示すべき情報を迅速かつ網羅的に収集し、法令等に従って適時かつ適切に開示する。

③ 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

(i) リスク管理の体制については、既に定めある「ＦＰＧグループ リスクマネジメント基本規程」に基づき、リスクマネジメント最高責任者の下、独立専門部署としてのリスクマネジメント統括部門及びリスクマネジメント委員会を設置し、全社的なリスクマネジメント体制を総合的に整備・強化する。

(ii) 当社は、業務戦略遂行に際し、取締役会が統制する範囲で事業計画達成のために必要なリスクを適正に取ることを基本方針とする。リスク管理にあたっては、当社におけるリスクのうち、特に経営に重大な影響を及ぼすおそれのあるリスクを主要リスクとして把握し、その監視、評価、報告を通じて、資本の健全性を確保

しつつ、リスクに見合った収益を安定的に計上する基盤を提供する。

(iii) リスクマネジメント統括部門は、主要リスクの状況・変化等を絶えず把握・監視するとともに、適時適切に取締役会及びリスクマネジメント委員会に報告することにより、リスクを統括的に管理する。また、主要リスクは、当社における事業特性・リスクプロファイル等の変化を踏まえ、必要に応じて見直す。

(iv) リスク管理体制・管理手法については、これを定期的にレビューし、不断の見直し・整備を図る。

(v) 当社グループの事業に悪影響をもたらす危機（クライシス）により、当社グループのブランド毀損や企業価値・信用の低下を招くようなレピュテーションリスクの発現又はそのおそれがある場合には、「ＦＰＧグループ クライシスマネジメント規程」に基づき、その被害を最小限に抑えるため事態の収拾、回復又は予防を図る対応をとる。

(vi) 自然災害、パンデミック、社会インフラ停止等の緊急災害時の対応について、「ＦＰＧグループ緊急災害時対策規程」に基づき、行動原則及び安全確保の原則を定め、防災計画の策定等の防災管理体制の整備及び発生時の対策本部設置等の対応体制の整備を行う。大規模災害や新型インフルエンザの流行等の当社に著しい損害を及ぼす事態の発生を想定し、未然に防止する。万一、当社に著しい損害を及ぼす災害が発生した場合には対応として、事業への損害、業務の中断を最小限にとどめるために、あらかじめ「ＦＰＧグループ事業継続計画（ＢＣＰ）」を策定し、事業継続態勢の実効性向上を図る。

④ 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

(i) 取締役会の意思決定の迅速化・監督機能の強化及び業務執行の効率化を図るため、執行役員制度を導入し、業務執行権限を法令に反しない範囲で執行役員会又は各執行役員に委譲する。各執行役員は、代表取締役の指揮・監督の下、取締役会の決定に従い、規程等に定められた権限及び責任の範囲で、自己の職務を執行する。

(ii) 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制の基礎として、取締役会を原則毎月開催するとともに、必要に応じて臨時に開催し、機動的な意思決定を行い、相互に職務執行を監督する。取締役会の手続及び取締役会の権限範囲等は、既に定めある「取締役会規程」に基づき、常に見直し改善を図り、それに則った厳格な運営を行う。

(iii) 取締役及び執行役員による効果的な業務運営を確保するため、取締役は「取締役会規程」に基づき、また、執行役員は「執行役員規程」、「組織規程」、「職務権限規程」及び「職務分掌規程」に基づき、職務執行に関する基本的職務・責任権限に関する事項を明確にすることで組織の適切かつ効率的な運営を図る。

(iv) 取締役会は、当社の企業理念を定めるとともに、事業運営方針及び年度計画を策定し、取締役及び使用人に周知徹底し、適切な経営管理に努め、取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保する。

(v) その他社内規程を整備することにより、取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保する。

(vi) 前各号の業務運営状況を把握し、改善を図るため、内部監査室による内部監査を実施し、取締役会は、その内部監査の報告を踏まえ、毎年、これらの体制を検証する。

(vii) 取締役は、必要と認める場合は、当社の費用において、弁護士、公認会計士等の外部の専門家から助言を受けることができる。

⑤ 当社及びその子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

(i) 当社は、子会社において、当社グループの経営方針に従った適正な業務運営及び当社による実効性のある管理が行われるよう、「関係会社管理規程」を制定し、もって、子会社の取締役及び使用人の職務の執行が、法令及び定款に適合することを確保し、子会社の取締役の職務の執行に係る事項の報告が適時に行われる体制を整備する。

(ii) 当社は、子会社の取締役に当社取締役又は当社使用人その他適切な人材を選任するとともに、子会社の財務報告の適正性を確保するための体制を整備・運用せしめ、その業務の状況を当社が監理し、もって、子会社の取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保する。特に、重要な事項については、当社の執行役員会での審議又は取締役会への付議を行う。

(iii) 当社は、「ＦＰＧグループ　リスクマネジメント基本規程」に基づき、子会社を含む当社グループ全体のリスク管理を行い、子会社のリスク管理体制の整備・充実を図る。

⑥ 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項

監査役からその職務を補助すべき使用人を置くことの求めがあった場合には、取締役会は監査役と協議の上、監査役を補助すべき使用人の人数、権限、所属する組織、指揮命令権等について決定し、使用人の人事発令等を速やかに行う。

⑦ 前項の使用人の取締役からの独立性及び監査役の使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項

前項により設置される監査役を補助すべき使用人の独立性を確保し、監査役の使用人に対する指示の実効性を確保するため、使用人は、監査役以外の者からの指揮命令を受けないものとし、当該使用人の人事（異動、評価、懲戒等）に関しては、代表取締役が監査役の同意を得た上決定する。

⑧ 監査役に報告をするための体制その他の監査役への報告に関する体制

(ⅰ) 監査役は取締役会、執行役員会及び子会社におけるそれらを含めた重要な会議に出席し、業務執行状況の報告を受け、意見を述べることができる。

(ⅱ) 監査役には当社及び子会社の主要な稟議書その他社内の重要書類を回付し、又は、要請があれば直ちに関係書類・資料等を提出し、閲覧に供する。

(ⅲ) 監査役は、定期的に代表取締役との監査役監査の環境整備の状況及び監査上の重要課題等に関する意見交換会を開催するほか、必要に応じて当社の他の取締役及び使用人並びに子会社の取締役、監査役及び使用人からその業務及び財産の状況等に関する報告・説明を受けることができる。

(ⅳ) 当社の取締役及び使用人並びに当社の子会社の取締役、監査役及び使用人は、当社又はその子会社に著しい損害を及ぼすおそれのある事実、法令又は定款に違反する事項又は著しく不当な事項を発見したときは、直ちに監査役に報告する。

(ⅴ) 監査役は、内部監査室の監査報告を受ける。

(ⅵ) 前各号に定める他、当社は、当社の取締役及び使用人並びに子会社の取締役、監査役及び使用人又はこれらの者から報告を受けた者が、当社の監査役に報告をするための体制を確保するため、当社及び子会社の関係社内規程において報告の仕組みを整備する。

(ⅶ) 当社は、本項の報告をした者が当該報告をしたことを理由に不利な取扱いを受けないことを確保するため、当社及び子会社の関係社内規程にその旨明記する。

⑨ 監査役の職務の執行について生ずる費用の前払又は償還の手続その他の当該職務の執行について生ずる費用又は債務の処理に係る方針に関する事項

当社は、監査役がその職務の執行について会社法第388条に基づき費用の前払若しくは償還又は債務の弁済の請求をしたときは、その職務の執行に必要でないと認める場合を除き、速やかに支払う。

⑩ その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

(ⅰ) 取締役及び執行役員は、監査役の職責、心構え、監査体制、監査にあたっての基準、行動指針等を明確にした「監査役監査基準」及び毎年策定する監査計画書を熟知するとともに、監査役監査の重要性・有用性を十分認識し、また、監査役監査の環境整備、実効性確保に努める。

(ⅱ) 監査役が必要と認めたときは、代表取締役等と協議の上、特定の事項について、内部監査室に監査の協力を求めることができる。また、監査役は、各部室店所に対しても、随時必要に応じ、監査への協力を求めることができる。

(ⅲ) 代表取締役は、監査役が、子会社の監査役と連携した監査の実施、子会社への監査結果の報告、子会社の代表者との意見交換等を行うよう努める。

(ⅳ) 監査役は、会計監査人と、両者の監査業務の品質及び効率を高めるため、相互協議に基づき、情報・意見交換等の緊密な連携を図る。また、監査役、会計監査人及び内部監査室との間で、三様監査連絡会を開催する。

(ⅴ) 監査役は、監査の実施にあたり必要と認める場合は、弁護士、公認会計士等の外部の専門家から助言を受けることができる。なお、これに伴い生ずる費用又は債務の処理は、前項に定める方針に従う。

(2) 業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要

当社では、「内部統制システムの基本方針」に基づき、企業集団の業務の適正を確保するための体制整備とその適切な運用に努めており、当連結会計年度における運用状況の概要は以下のとおりである。

当社は、「コンプライアンス基本規程」に基づき、コンプライアンス委員会を当連結会計年度に２回開催し、法令・社内規程等の遵守状況を審議した上で、必要に応じて、コンプライアンス態勢を見直した。また、「ＦＰＧグループ　リスクマネジメント基本規程」に基づき、子会社を含む当社グループのリスクの把握・監視・評価を行い、その管理及びリスク低減に努めた。

当社の取締役会は、社外取締役５名を含む取締役７名で構成し、監査役３名も出席した上で開催し、取締役の職務執行を監督した。また、取締役会は、執行役員を選任し、各執行役員は、代表取締役の指揮・監督の下、各自の権限及び責任の範囲で、職務を執行した。

子会社については、「関係会社管理規程」に基づき、重要な事項を当社取締役会において審議し、子会社の適正な業務運営及び当社による実効性のある管理の実現に努めた。

内部監査室は、取締役会の承認を受けた内部監査計画に基づき、内部管理態勢の有効性・適切性について、各部室店を対象とする監査を実施し、その結果及び改善状況等を、取締役会及び監査役に報告した。

監査役は、監査方針を含む監査計画を策定し、月１回の定時監査役会に加えて適宜臨時監査役会を開催し監査役間の情報共有に基づき会社の状況を把握し、必要な場合は提言の取りまとめを行った。さらに、取締役会に出席するとともに、取締役・執行役員その他使用人と対話を行い、内部監査室・会計監査人と連携し、取締役及び使用人の職務の執行状況を監査した。

常勤監査役は、主要な稟議書の回付を受け取締役及び使用人の職務の執行状況を監査するとともに、コンプライアンス委員会等の重要会議に出席し必要な場合は意見を述べた。

連結株主資本等変動計算書

（自　2025年10月１日
至　2026年９月30日）

（単位：百万円）

	株主資本				
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計
当期首残高	**3,095**	**2,671**	**51,200**	**△177**	**56,789**
当期変動額					
剰余金の配当			△9,340		△9,340
親会社株主に帰属する当期純利益			16,957		16,957
自己株式の取得				△0	△0
自己株式の処分		△2		14	12
利益剰余金から資本剰余金への振替		2	△2		－
連結子会社株式の取得による持分の増減		△17			△17
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）					
当期変動額合計	**－**	**△17**	**7,614**	**14**	**7,611**
当期末残高	**3,095**	**2,653**	**58,814**	**△163**	**64,400**

	その他の包括利益累計額			非支配株主持分	純資産合計
	その他有価証券評価差額金	為替換算調整勘定	その他の包括利益累計額合計		
当期首残高	**36**	**234**	**271**	**125**	**57,186**
当期変動額					
剰余金の配当					△9,340
親会社株主に帰属する当期純利益					16,957
自己株式の取得					△0
自己株式の処分					12
利益剰余金から資本剰余金への振替					－
連結子会社株式の取得による持分の増減					△17
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）	36	35	71	21	92
当期変動額合計	**36**	**35**	**71**	**21**	**7,703**
当期末残高	**72**	**269**	**342**	**146**	**64,890**

連　結　注　記　表

１．連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項に関する注記等

⑴　連結範囲に関する事項

①　連結子会社の状況

連結子会社の数　　７社

主な連結子会社の名称　　株式会社ＦＰＧ証券
FPG Amentum Limited
株式会社ＦＰＧ信託
株式会社ＦＰＧ　Ａｉｒ
株式会社ＦＰＧリアルエステート
株式会社ＦＰＧ　Ｏｗｎｅｒｓ
合同会社Ｆｂｉｔ第２号

（連結の範囲の変更）

2026年６月に合同会社Ｆｂｉｔ第２号を新たに設立したことに伴い、当連結会計年度より、連結の範囲に加えております。

連結子会社であったAMENTUM ALPHA LIMITEDについては、同社に対する支配を喪失したため、また、合同会社Ｆｂｉｔ第１号は解散し清算結了したため、当連結会計年度より連結の範囲から除外しております。

なお、株式会社オンリーユーエア及び株式会社ＡＮＤ　ＯＷＮＥＲＳは、2026年６月１日付で、それぞれ株式会社ＦＰＧ　Ａｉｒ及び株式会社ＦＰＧ　Ｏｗｎｅｒｓに商号変更しております。

②　非連結子会社の状況

主要な非連結子会社の名称　　株式会社ＡＬＩＰ第１号等1,056社

連結の範囲から除いた理由

匿名組合事業の営業者である子会社については、その事業の損益及び収支が実質的に当社及び当社の子会社に帰属しないかあるいは軽微なため、会社計算規則第63条第１項第２号により、集団投資事業案件で投資ビークルとして利用する子会社については、支配が一時的であるため、会社計算規則第63条第１項第１号により、それぞれ連結の範囲から除外しております。また、それ以外の子会社についてはいずれも小規模であり各社の総資産、売上高、当期純損益（持分に見合う額）及び利益剰余金（持分に見合う額）等は、いずれも、連結計算書類に重要な影響を及ぼしていないことから、連結の範囲から除外しております。

⑵　持分法の適用に関する事項

①　持分法を適用した非連結子会社及び関連会社の状況

持分法適用の関連会社の数　　３社

持分法適用の関連会社の名称　FPG Asset & Investment Management B.V.
FPG Asset & Investment Management Asia Pte. Ltd.
FPG AIM Americas Inc.

② 持分法を適用していない非連結子会社及び関連会社の状況

主要な会社の名称　　株式会社ＡＬＩＰ第１号等 1,056社

持分法を適用しない理由

匿名組合事業の営業者である子会社については、その事業の損益及び収支が実質的に当社及び当社の子会社に帰属しないかあるいは軽微なため、会社計算規則第69条第１項第２号により、集団投資事業案件で投資ビークルとして利用する子会社については、財務及び事業の方針の決定に対する影響が一時的であるため、会社計算規則第69条第１項第１号により、それぞれ持分法の適用範囲から除外しております。またそれ以外の子会社についてはいずれも小規模であり各社の当期純損益（持分に見合う額）及び利益剰余金（持分に見合う額）等は、いずれも、連結計算書類に重要な影響を及ぼしていないことから、持分法の適用範囲から除外しております。

⑶ 開示対象特別目的会社

該当事項はありません。

⑷ 連結子会社及び持分法適用関連会社の事業年度等に関する事項

連結子会社のうち、株式会社ＦＰＧ証券、株式会社ＦＰＧ信託、株式会社ＦＰＧ　Ａｉｒの３社の決算日は３月31日、合同会社Ｆｂｉｔ第２号の決算日は５月31日、株式会社ＦＰＧ　Ｏｗｎｅｒｓの決算日は８月31日、株式会社ＦＰＧリアルエステート、FPG Amentum Limitedの決算日は12月31日であります。連結計算書類の作成にあたっては、連結決算日現在で実施した仮決算に基づく計算書類を使用しております。

持分法適用関連会社の決算日は、12月31日であります。連結計算書類の作成にあたっては、連結決算日現在で実施した仮決算に基づく計算書類を使用しております。

⑸ 会計方針に関する事項

① 重要な資産の評価基準及び評価方法

イ．有価証券

(ⅰ) 子会社株式（持分法非適用の非連結子会社株式）

移動平均法による原価法を採用しております。

(ⅱ) その他有価証券

市場価格のない株式等以外のもの　　時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）によっております。

市場価格のない株式等　　移動平均法による原価法を採用しております。

ロ．営業投資有価証券

(ⅰ) その他営業投資有価証券

市場価格のない株式等　　移動平均法による原価法を採用しております。

(ⅱ) 投資事業組合出資金等

投資事業組合への出資金は、投資事業組合財産の持分相当額を流動資産の「営業投資有価証券」として計上しております。投資事業組合への出資金額を「営業投資有価証券」に計上し、投資事業組合が獲得した純損益及びその他有価証券評価差額金のうち、持分相当額を営業損益及びその他有価証券評価差額金として「営業投資有価証券」に加減しております。

ハ．棚卸資産

商品

最終仕入原価法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定）を採用しております。

貯蔵品

最終仕入原価法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定）を採用しております。

また、一部の連結子会社では、移動平均法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定）を採用しております。

ニ．デリバティブ

時価法を採用しております。

② 重要な減価償却資産の減価償却の方法

イ．有形固定資産

主として定率法を採用しております。ただし、2016年４月１日以後に取得した建物附属設備については定額法、航空機は主に定額法によっております。

なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

建物及び建物附属設備	６～18 年
工具、器具及び備品	２～15 年
航空機	２～15 年

ロ．無形固定資産

定額法を採用しております。

なお、自社利用のソフトウエアについては、社内における利用可能期間（５年）に基づいて償却しております。

③ 外貨建の資産及び負債の本邦通貨への換算基準

外貨建金銭債権債務は、連結決算日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。なお、在外子会社等の資産及び負債は、決算日の直物為替相場により円貨に換算し、収益及び費用は期中平均相場により円貨に換算し、換算差額は純資産の部における為替換算調整勘定及び非支配株主持分に含めております。

④ 引当金の計上基準

イ．貸倒引当金

債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上することとしております。

ロ．賞与引当金

従業員の賞与の支払いに備えて、賞与支給見込額の当連結会計年度負担額を計上しております。

⑤ 退職給付に係る会計処理の方法

一部の連結子会社は、退職給付に係る負債及び退職給付費用の計算に、退職給付に係る期末自己都合要支給額を退職給付債務とする方法を用いた簡便法を採用しております。

⑥ 重要な収益及び費用の計上基準

収益認識に関する計上基準

当社及び連結子会社の顧客との契約から生じる収益に関する主要な事業における主な履行義務の内容及び当該履行義務を充足する通常の時点（収益を認識する通常の時点）は以下のとおりであります。

イ．リースファンド事業

当社は、匿名組合方式又は任意組合方式、金銭の信託方式によるオペレーティング・リース事業案件の組成及び管理並びに投資家への匿名組合出資持分・任意組合出資持分・信託受益権・受益証券発行信託の受益証券の販売を行うことで、手数料等の収益を得ております。

当社が提供するオペレーティング・リース事業案件は、主に匿名組合方式、金銭の信託方式であります。

匿名組合方式の場合、匿名組合の営業者となる子会社（特別目的会社）において、リース物件を取得し、オペレーティング・リース事業を行います。当社は当該リース事業に係る匿名組合出資持分の私募の取扱いを行うほか、リース開始時点で、当社が一時的に立替取得し、（連結）貸借対照表の「商品出資金」に計上するとともに、当該匿名組合出資持分を投資家に譲渡します。

金銭の信託方式の場合、当社が信託の受託者である株式会社ＦＰＧ信託に金銭を信託し、同社は、特定金外信託契約に基づき、当社が信託した金銭をもってリース物件（航空機）を取得し、オペレーティング・リース事業を行います。当社は、当該特定金外信託契約に係る信託受益権の未販売相当額を、「金銭の信託（組成用航空機）」として、（連結）貸借対照表に計上し、投資家に譲渡いたします。また、「金銭の信託（組成用航空機）」を、受益証券発行信託化し、当該受益証券発行信託の受益証券を投資家に譲渡する場合もあります。

当社が、投資家に、匿名組合出資持分、信託受益権又は受益証券発行信託の受益証券を譲渡することで、オペレーティング・リース事業の損益等が投資家に帰属することになります。従って、当社は、オペレーティング・リース事業の案件を組成し、当該リース事業に係る匿名組合出資持分、信託受益権又は受益証券発行信託の受益証券を投資家に販売することを履行義務として識別し、これらの販売時点で履行義務が充足されたと判断し、販売等に関する手数料を収益として認識しております。管理については、契約で定める一定期間にわたり履行義務が充足されると判断されることから、時の経過に応じて管理に関する手数料を収益として認識しております。

ロ．国内不動産ファンド事業

国内不動産を対象とした株式会社ＦＰＧ信託の信託機能を活用した不動産小口化商品を投資家に提供しております。

当該商品については、当社が取得した対象不動産を株式会社ＦＰＧ信託に信託し、その信託受益権を投資家に譲渡することで、対象不動産から生じる損益等が、受益者である投資家に帰属する仕組みであります。当社は、対象不動産の取得及び

信託受益権の投資家への譲渡、運用指図を含む一連の業務を通じて、収益を得ております。

当社及び当社子会社は、信託受益権を投資家に譲渡した時点で、対象不動産の損益等が投資家に帰属することから、信託受益権を投資家に販売することを履行義務とし、これらの販売時点で、履行義務が充足されたと判断し、信託受益権の譲渡価額を収益として認識しております。また、当社は、組成用不動産について、一棟売却を実施する場合もあります。不動産売却については、投資家との不動産売買契約に基づいて、不動産の引渡しを行う義務を負っており、履行義務は一時点で充足されるものであるため、引渡し時点において収益を認識しております。さらに、管理については、契約で定める一定期間にわたり履行義務が充足されると判断されることから、時の経過に応じて管理に関する手数料を収益として認識しております。

ハ．海外不動産ファンド事業

海外不動産を対象とした集団投資事業案件を投資家に提供しております。当該案件については、海外不動産を保有し賃貸する事業案件への投資を行う任意組合の組成及び管理並びに投資家への任意組合出資持分の販売を行うことで、当社及び当社子会社は手数料を得ております。

当社及び当社子会社は、任意組合出資持分を投資家に譲渡した時点で、賃貸事業の損益等が投資家に帰属することから、任意組合出資持分を投資家に販売することを履行義務とし、これらの販売時点で履行義務が充足されたと判断し、手数料を収益として認識しております。また、管理については、契約で定める一定期間にわたり履行義務が充足されると判断されることから、時の経過に応じて管理に関する手数料を収益として認識しております。

⑦　のれんの償却方法及び償却期間

20年間の定額法による償却を行っております。

⑧　その他連結計算書類作成のための重要な事項

関連する会計基準等の定めが明らかでない場合に採用した会計処理の原則及び手続

イ．商品出資金の会計処理

当社及び当社の子会社は匿名組合出資持分及び任意組合出資持分を「商品出資金」として計上しております。子会社（特別目的会社）が行うオペレーティング・リース事業の組成時に、当社及び当社の子会社が立て替えた金額を「商品出資金」に計上し、投資家に出資持分を譲渡した場合には、「商品出資金」を減額し、対応する手数料を売上高に計上しております。

ロ．金銭の信託（組成用航空機）の会計処理

当社が組成する信託機能を活用した航空機リース事業案件は、信託の受託者である株式会社ＦＰＧ信託が、特定金外信託契約に基づき、当社が信託した金銭をもってリース物件（航空機）を取得し、オペレーティング・リース事業を行うところ、当初委託者兼受益者たる当社は、当該特定金外信託契約に係る信託受益権を投資家に譲渡す

るものであり、当社は、この法的実態に鑑み、未販売の当該信託受益権相当額を「金銭の信託（組成用航空機）」に計上しております。当該信託受益権を投資家に譲渡した場合には、「金銭の信託（組成用航空機）」を減額し、対応する手数料を売上高に計上しております。

ハ. 組成用不動産の会計処理

当社は、不動産小口化商品を組成し、投資家に販売する目的で取得した不動産（不動産信託受益権を含む。）を「組成用不動産」として計上しております。投資家に当該不動産にかかる信託受益権を譲渡した際に「組成用不動産」を減額するとともに、不動産信託受益権の売買価額相当額を売上高に計上しております。

2. 表示方法の変更に関する注記

（連結貸借対照表関係）

前連結会計年度において、「固定負債」の「その他」に含めていた「受入敷金保証金」は、金額的重要性が増したため、当連結会計年度より区分掲記することとしております。

なお、前連結会計年度の「受入敷金保証金」は14百万円であります。

（連結損益計算書関係）

前連結会計年度において、「営業外収益」の「その他」に含めていた「投資有価証券評価益」は、金額的重要性が増したため、当連結会計年度より区分掲記することとしております。

なお、前連結会計年度の「投資有価証券評価益」は０百万円であります。

3. 連結貸借対照表に関する注記

⑴ 有形固定資産の減価償却累計額　1,275百万円

⑵ 担保提供資産及び担保付債務

関係会社株式7百万円は、関係会社の銀行借入金又はリース債務の物上保証に供しております。

なお、「敷金及び保証金」のうち115百万円を、国内不動産ファンド事業を行うため、宅地建物取引業法に基づき、法務局に供託しており、「敷金及び保証金」のうち25百万円を、信託業法に基づき、法務局に供託しております。

また、「有価証券」のうち319百万円は、海外不動産ファンド事業において、投資ビークルとして利用している任意組合の出資先であるリミテッドパートナーシップのノンリコースローンの保証人として、指定された金融機関に預託しております。

⑶ コミットメントライン契約等

(借手側)

当社グループは、主にリースファンド事業、国内不動産ファンド事業及び海外不動産ファンド事業における案件組成資金を効率的に調達するため、金融機関と、コミットメントライン契約及び当座貸越契約を締結しております。これらの契約に基づく当連結会計年度末の借入未実行残高等は以下のとおりであります。

コミットメントライン及び当座貸越極度額の総額	130,200百万円
借入実行残高	25,910百万円
差引額	104,290百万円

なお、上記契約のうちコミットメントライン及び当座貸越極度額の総額99,100百万円及び借入実行残高19,310百万円には、財務制限条項が付されております。詳細は、「３．連結貸借対照表に関する注記　(4)財務制限条項」をご参照ください。

(貸手側)

当社は、Ｆ．ｂｉｔ航空機小口化商品第１号（譲渡制限付・為替ヘッジなし）に係る信託及びＦ．ｂｉｔ航空機小口化商品第２号（譲渡制限付・為替ヘッジなし）に係る信託の受託者である株式会社ＦＰＧ信託との間で、貸出コミットメントライン契約を締結しております。当連結会計年度末における貸出コミットメントライン契約に係る貸出未実行残高等は次のとおりであります。

コミットメントライン総額	200百万円
貸出実行残高	－百万円
差引額	200百万円

(4)　財務制限条項

当社グループの借入金（短期借入金及び長期借入金）28,621百万円について、以下の財務制限条項が付されております。

①対象となる借入金残高　6,081百万円

【純資産基準】

各事業年度末日の連結貸借対照表の純資産額を、契約締結の前事業年度末日（2024年９月30日）の連結貸借対照表の純資産額の75％に相当する金額以上に維持すること。

【経常損益基準】

各事業年度末日を基準とする連結損益計算書における経常損益を損失としないこと。

②対象となる借入金残高　7,200百万円

【純資産基準】

各事業年度末日の連結貸借対照表の純資産額を、契約締結の前事業年度末日（2025年９月30日）の連結貸借対照表の純資産額の75％に相当する金額以上に維持すること。

【経常損益基準】

各事業年度末日を基準とする連結損益計算書における経常損益を損失としないこと。

③対象となる借入金残高　7,080百万円

【純資産基準】

各事業年度末日の連結貸借対照表の純資産額を、各事業年度の直前事業年度末日の連結貸借対照表の純資産額の75％に相当する金額以上に維持すること。

【経常損益基準】

各事業年度末日を基準とする連結損益計算書における経常損益を損失としないこと。

④対象となる借入金残高　1,710百万円
【純資産基準】
　各事業年度末日の連結貸借対照表の純資産額を、各事業年度の直前事業年度末日又は契約締結の前事業年度末日（2024年９月30日）の連結貸借対照表の純資産額のいずれか大きい方の75％に相当する金額以上に維持すること。
【経常損益基準】
　各事業年度末日を基準とする連結損益計算書における経常損益を損失としないこと。

⑤対象となる借入金残高　1,900百万円
【純資産基準】
　各事業年度末日の連結貸借対照表の純資産額を、各事業年度の直前事業年度末日又は契約締結の前事業年度末日（2025年９月30日）の連結貸借対照表の純資産額のいずれか大きい方の75％に相当する金額以上に維持すること。
【経常損益基準】
　各事業年度末日を基準とする連結損益計算書における経常損益を損失としないこと。

⑥対象となる借入金残高　500百万円
【純資産基準】
　各事業年度末日の連結貸借対照表の純資産額を、各事業年度の直前事業年度末日又は契約締結の前事業年度末日（2018年９月30日）の連結貸借対照表の純資産額のいずれか大きい方の75％に相当する金額以上に維持すること。
【経常損益基準】
　各事業年度末日を基準とする連結損益計算書における経常損益を損失としないこと。

⑦対象となる借入金残高　3,650百万円
【純資産基準】
　各事業年度末日の連結貸借対照表の純資産額を、各事業年度の直前事業年度末日又は契約締結の前事業年度末日（2025年９月30日）の連結貸借対照表の純資産額のいずれか大きい方の75％に相当する金額以上に維持すること。
【経常損益基準】
　各事業年度末日を基準とする連結損益計算書における経常損益を２期連続して損失としないこと。

⑧対象となる借入金残高　500百万円
【純資産基準】
　各事業年度末日の連結貸借対照表の純資産額を、契約締結の前事業年度末日（2024年９月30日）の連結貸借対照表の純資産額の75％に相当する金額以上に維持すること。
【経常損益基準】
　各事業年度末日を基準とする連結損益計算書における経常損益を２期連続して損失としないこと。

4. 連結株主資本等変動計算書に関する注記

(1) 発行済株式の種類及び総数に関する事項

株式の種類	当連結会計年度期首株式数	当連結会計年度増加株式数	当連結会計年度減少株式数	当連結会計年度末株式数
普通株式	83,803,600株	ー株	ー株	83,803,600株

(2) 自己株式の種類及び株式数に関する事項

株式の種類	当連結会計年度期首株式数	当連結会計年度増加株式数	当連結会計年度減少株式数	当連結会計年度末株式数
普通株式	70,281株	3,914株	5,970株	68,225株

(注) 増加株式数3,914株は、譲渡制限付き株式報酬制度における無償取得によるものが3,840株、単元未満株式の買取によるものが74株であります。減少株式数5,970株は、すべて譲渡制限付き株式報酬としての自己株式の処分によるものであります。

(3) 配当に関する事項

① 配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の総額(百万円)	1株当たり配当額(円)	基準日	効力発生日
2025年12月23日定時株主総会	普通株式	5,459	65.20	2025年9月30日	2025年12月24日
2026年4月28日取締役会	普通株式	3,881	46.35	2026年3月31日	2026年6月2日

② 基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌連結会計年度となるもの

決議(予定)	株式の種類	配当の原資	配当金の総額(百万円)	1株当たり配当額(円)	基準日	効力発生日
2026年12月22日定時株主総会	普通株式	利益剰余金	4,597	54.90	2026年9月30日	2026年12月23日

(4) 当連結会計年度末日における新株予約権に関する事項

該当事項はありません。

5. 金融商品に関する注記

(1) 金融商品の状況に関する事項

① 金融商品に対する取組方針

当社は、リースファンド事業において、主に匿名組合方式又は任意組合方式、金銭の信託方式によるオペレーティング・リース事業の案件組成、匿名組合出資持分又は任意組合出資持分、信託受益権の譲渡を行っております。

匿名組合方式又は任意組合方式については、投資家に譲渡するまで一時的に当社及び当社子会社が保有する場合、当該持分を「商品出資金」として連結貸借対照表に計上しています。金銭の信託方式により組成した信託受益権については、その未販売相当額を「金銭の信託(組成用航空機)」として、連結貸借対照表に計上しています。海外不動産ファンド事業

においては、任意組合方式により投資持分を組成しており、投資家に譲渡するまで一時的に当社及び当社子会社が保有する場合、当該持分を「商品出資金」として連結貸借対照表に計上しています。

当社は、リースファンド事業、国内不動産ファンド事業及び海外不動産ファンド事業の遂行に必要な資金について、自己資金による他、金融機関から円建又は外貨建で借入れを行っております。また、当社は効率的に案件組成資金を調達するため、金融機関との間で、コミットメントライン契約及び当座貸越契約を締結しており、当連結会計年度末における資金調達枠の総額は、130,200百万円（借入金の実行残高は25,910百万円）であります。

一時的な余資については、主に流動性の高い金融資産で運用しております。また、デリバティブ取引は、為替リスクを軽減するため、為替予約又は通貨関連デリバティブ取引を行う場合があります。なお、当社グループは、投機的なデリバティブ取引は行わない方針であります。

② 金融商品の内容及びそのリスク

商品出資金及び金銭の信託（組成用航空機）の内容については①に記載のとおりです。またリスクについては、主として為替変動リスク及びリース物件価額の変動による市場リスクに晒されております。

有価証券は、その他有価証券として保有している外貨建MMFで、海外不動産投資商品の組成の一環として取得したものであります。これは、安全性の高い金融商品でありますが、為替変動リスクに晒されております。

未払法人税等については、1年以内の支払期日で、流動性リスクに晒されております。

借入金については、流動性リスクに晒されております。また、借入金について、金利の変動リスクに加えて、外貨建借入の場合は、為替変動リスクに晒されております。

また、デリバティブ取引は、主として為替変動リスク、信用リスクに晒されております。

③ 金融商品に係るリスク管理体制

（ⅰ）信用リスク

取引金融機関は、投資適格以上の格付を有する金融機関に限定しております。

（ⅱ）市場リスク（為替や金利等の変動リスク）

リース物件価額の変動による市場リスクは、当社グループが当該リスクを負担することがないよう短期間での匿名組合出資持分又は任意組合出資持分、信託受益権の譲渡に努めております。

為替リスクにつきましては、担当部署で、為替の変動状況を予測し、必要に応じて、デリバティブ取引を実施することで、為替リスクを減殺します。

借入金の金利変動リスクは、財務部が、金利動向を注視し、必要に応じて対策を図ることとしております。

（ⅲ）資金調達に係る流動性リスク（支払期日に支払を実行できなくなるリスク）

各部署からの報告に基づき、担当部署が適時に資金繰計画を作成・更新するとともに、手元流動性の維持等により流動性リスクを管理しております。

④　金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれます。当該価額の算定においては変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件等を採用することにより、当該価額が変動することもあります。

⑵　金融商品の時価等に関する事項

連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。

	連結貸借対照表計上額 (百万円)	時価 (百万円)	差額 (百万円)
有価証券	358	358	―
営業投資有価証券	906	906	―
投資有価証券	696	696	―
資産計	1,960	1,960	―
長期借入金（※３）	14,345	14,150	△195
負債計	14,345	14,150	△195
デリバティブ取引（※４） ヘッジ会計が適用されていないもの	1	1	―
デリバティブ取引計	1	1	―

（※）1．「現金及び預金」「金銭の信託(組成用航空機)」「短期借入金」「未払法人税等」については、現金であること、及び短期間で決済されるため時価が帳簿価額に一致若しくは近似するものであることから、記載を省略しております。

2．市場価格のない株式等は、上記表中には含まれておりません。

当該金融商品の連結貸借対照表計上額は以下のとおりであります。

区　　分	連結貸借対照表計上額 （百万円）
商品出資金	
組合出資金	60,880
営業投資有価証券	
非上場株式	106
組合出資金	437
関係会社株式及び関係会社出資金	2,589
投資有価証券	257

商品出資金は、当社及び当社子会社が投資家に譲渡することを前提に一時的に匿名組合出資持分又は任意組合出資持分を立替取得した場合の権利であり、営業投資有価証券は、非上場株式及び投資事業有限責任組合への出資であり、関係会社株式及び関係会社出資金は、非上場の子会社及び関連会社に係るものであり、投資有価証券は非上場の合同会社に対する出資金であります。

なお、営業投資有価証券における連結貸借対照表に持分相当額を純額で計上する組合等への出資は、「時価の算定に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第 31 号 2021年６月17日）第24-16項に定める取扱いに基づき、時価開示の対象とはしておりません。当該出資の連結貸借対照表計上額は437百万円であります。

３．１年内返済予定分を含めております。

４．デリバティブ取引は、発生した正味の債権・債務を純額で表示しております。

（注）1．金銭債権の連結決算日後の償還予定額

	１年以内（百万円）	１年超５年以内（百万円）	５年超10年以内（百万円）	１０年超（百万円）
現金及び預金	17,605	－	－	－
合計	17,605	－	－	－

（注）2．長期借入金の連結決算日後の返済予定額

	１年以内（百万円）	１年超２年以内（百万円）	２年超３年以内（百万円）	３年超４年以内（百万円）	４年超５年以内（百万円）	５年超（百万円）
長期借入金（※）	5,754	4,392	2,779	988	406	25
合計	5,754	4,392	2,779	988	406	25

（※）１年内返済予定分を含めております。

(3) 金融商品の時価のレベルごとの内訳等に関する事項

金融商品の時価を、時価の算定に係るインプットの観察可能性及び重要性に応じて、以下の３つのレベルに分類しております。

レベル1の時価： 観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、活発な市場において形成される当該時価の算定の対象となる資産又は負債に関する相場価格により算定した時価

レベル２の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、レベル1のインプット以外の時価の算定に関わるインプットを用いて算定した時価

レベル３の時価：観察できない時価の算定に係るインプットを使用して算定した時価

① 時価で連結貸借対照表に計上している金融商品

区分	時価（百万円）			
	レベル１	レベル２	レベル３	合計
有価証券(※１)	－	358	－	358
営業投資有価証券(※１)	－	－	906	906
投資有価証券(※１)	0	－	695	696
資産計	0	358	1,601	1,960
デリバティブ取引(※２) ヘッジ会計が適用されていないもの	－	1	－	1
デリバティブ取引計	－	1	－	1

② 時価で連結貸借対照表に計上している金融商品以外の金融商品

区分	時価（百万円）			
	レベル１	レベル２	レベル３	合計
長期借入金(※３)	－	14,150	－	14,150
負債計	－	14,150	－	14,150

（※） 時価の算定に用いた評価技法及び時価の算定に係るインプットの説明

1. 有価証券、営業投資有価証券及び投資有価証券

上場株式は相場価格を用いて評価しております。上場株式は活発な市場で取引されているため、その時価をレベル１の時価に分類しております。

外貨建MMＦは取引先金融機関から提示された価格等に基づき算定しており、レベル２の時価に分類しております。

営業投資有価証券は、航空機を信託財産とする受益証券発行信託の受益証券です。当該受益証券の時価は、信託財産を構成する航空機の第三者鑑定評価額等を基礎として算定した信託純資産額に基づき算定しております。当該算定において重要な観察できないインプットを用いており、レベル３の時価に分類しております。

投資有価証券のうち一部の非上場株式及び債券等については、投資先における航空機リース事業から生じる将来キャッシュ・フローを基礎として割引現在価値法（DCF法）を用いて時価を算定しており、レベル３の時価に分類しております。

2. デリバティブ取引

為替予約の時価は、取引先金融機関から提示された価格に基づき算出しており、レベル２の時価に分類しております。

3. 長期借入金(１年内返済予定分を含めております。)

長期借入金の時価は、元利金の合計額を同様の新規借入を行った場合に想定される利率で割り引いた割引現在価値により算定しており、レベル２の時価に分類しております。

6. 収益認識に関する注記

(１) 顧客との契約から生じる収益を分解した情報

(単位：百万円)

	報告セグメント				その他	合計
	リース ファンド事業	国内不動産 ファンド事業	海外不動産 ファンド事業	計		
顧客との契約から生じる収益	30,507	49,809	5	80,321	498	80,819
その他の収益	704	－	59	763	227	990
外部顧客への売上高	31,211	49,809	64	81,085	725	81,810

(注) １．「その他」の区分は、報告セグメントに含まれない「プライベートエクイティ事業」、「航空事業」及び「共同保有プラットフォーム事業」セグメント等であります。

２．その他の収益は、「収益認識に関する会計基準」（企業会計基準第29号　2020年３月31日）の適用範囲外から生じた収益であります。

(２) 顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報

顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報は、「１．連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項に関する注記等　(5)会計方針に関する事項　⑥重要な収益及び費用の計上基準」に記載のとおりであります。

(３) 当連結会計年度及び翌連結会計年度以降の収益の金額を理解するための情報

①顧客との契約から生じた債権、契約負債の残高等

(単位：百万円)

	当連結会計年度	
	期首残高	期末残高
顧客との契約から生じた債権	618	727
契約負債	6,449	6,796

契約負債は、主にリースファンド事業及び海外不動産ファンド事業に係る前受手数料として、履行義務充足前に対価を受領したものであり、収益の認識に伴い取り崩しております。契約負債の増加要因は、主として前受手数料の増加によるものです。

当連結会計年度に認識した収益のうち、当連結会計年度期首の契約負債残高に含まれていたものは、5,840百万円であります。また、当連結会計年度において、過去の期間に充足した履行義務から認識した収益の金額に重要性はありません。

② 残存履行義務に配分した取引価格

当社及び連結子会社では、当初に予想される契約期間が１年以内の契約及び請求する権利を有している金額で収益を認識する契約については、実務上の便法を適用し注記を省略しております。実務上の便法を適用し注記を省略した取引を除き、残存履行義務に配分した取引価格の総額に重要性はありません。

7. 開示対象特別目的会社に関する注記

該当事項はありません。

8. １株当たり情報に関する注記

⑴	１株当たり純資産額	773円19銭
⑵	１株当たり当期純利益	202円51銭

9. 重要な後発事象に関する注記

自己株式の取得

当社は、2026年10月29日、取締役会において、会社法第165条第3項の規定により読み替えて適用される同法第156条の規定に基づき、自己株式取得に係る事項を決議いたしました。

(1) 自己株式の取得を行う理由

株主還元の充実及び資本効率の向上を図るため。

(2) 自己株式の取得に係る事項の内容

① 取得する株式の種類　当社普通株式

② 取得し得る株式の総数 120万株（上限）
（2026年10月29日現在の発行済株式総数（自己株式を除く）に対する割合1.4％）

③ 株式の取得価額の総額 20億円（上限）

④ 取得期間　2026年11月１日～2027年４月30日（ただし、②又は③の上限に到達した場合は、その到達日をもって早期に終了します。）

⑤ 取得方法　東京証券取引所における取引一任契約に基づく市場買付

（ご参考）2026年10月29日時点の自己株式の保有状況

発行済株式総数（自己株式を除く）	83,735,375株
自己株式数	68,225株

10. その他の注記

該当事項はありません。

株主資本等変動計算書

（自　2025年10月１日
　至　2026年９月30日）

（単位：百万円）

	株主資本								
	資本金	資本剰余金			利益剰余金			自己株式	株主資本合計
		資本準備金	その他資本剰余金	資本剰余金合計	利益準備金	その他利益剰余金 繰越利益剰余金	利益剰余金合計		
当期首残高	3,095	3,045	－	3,045	1	52,162	52,163	△177	58,127
当期変動額									
剰余金の配当						△9,340	△9,340		△9,340
当期純利益						16,738	16,738		16,738
自己株式の取得								△0	△0
自己株式の処分			△2	△2				14	12
利益剰余金から資本剰余金への振替			2	2		△2	△2		－
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)									
当期変動額合計	－	－	－	－	－	7,395	7,395	14	7,409
当期末残高	3,095	3,045	－	3,045	1	59,558	59,559	△163	65,537

	評価・換算差額等		純資産合計
	その他有価証券評価差額金	評価・換算差額等合計	
当期首残高	36	36	58,164
当期変動額			
剰余金の配当			△9,340
当期純利益			16,738
自己株式の取得			△0
自己株式の処分			12
利益剰余金から資本剰余金への振替			－
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)	36	36	36
当期変動額合計	36	36	7,446
当期末残高	72	72	65,610

個 別 注 記 表

1．重要な会計方針に係る事項に関する注記

⑴ ①有価証券の評価基準及び評価方法

子会社株式及び関連会社株式 移動平均法による原価法を採用しております。

②営業投資有価証券の評価基準及び評価方法

その他営業投資有価証券

市場価格のない株式等　　移動平均法による原価法を採用しております。

投資事業組合出資金等

投資事業組合への出資金は、投資事業組合財産の持分相当額を流動資産の「営業投資有価証券」として計上しております。投資事業組合への出資金額を「営業投資有価証券」に計上し、投資事業組合が獲得した純損益及びその他有価証券評価差額金のうち、持分相当額を営業損益及びその他有価証券評価差額金として「営業投資有価証券」に加減しております。

⑵ デリバティブの評価基準及び評価方法

デリバティブ

時価法を採用しております。

⑶ 棚卸資産の評価基準及び評価方法

貯蔵品

最終仕入原価法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定）を採用しております。

⑷ 固定資産の減価償却の方法

① 有形固定資産

主として定率法を採用しております。ただし、2016年４月１日以後に取得した建物附属設備については定額法によっております。

なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

建物附属設備　　６～18年

工具、器具及び備品 ４～15年

② 無形固定資産

定額法を採用しております。なお、自社利用のソフトウエアについては、社内における利用可能期間（５年）に基づいて償却しております。

⑸ 外貨建の資産及び負債の本邦通貨への換算基準

外貨建金銭債権債務は、期末日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。

⑹ 引当金の計上基準

①貸倒引当金

債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。

②賞与引当金

従業員の賞与の支払いに備えて、賞与支給見込額の当事業年度負担額を計上しております。

⑺ 重要な収益及び費用の計上基準

収益認識に関する計上基準

当社の顧客との契約から生じる収益に関する主要な事業における主な履行義務の内容及び当該履行義務を充足する通常の時点（収益を認識する通常の時点）は以下のとおりであります。

① リースファンド事業

当社は、オペレーティング・リース事業案件の組成及び管理並びに投資家への匿名組合出資持分・任意組合出資持分・信託受益権の販売を行うことで、手数料等の収益を得ております。

当社が提供するオペレーティング・リース事業案件は、主に匿名組合方式及び金銭の信託方式であります。

匿名組合方式の場合、匿名組合の営業者となる子会社（特別目的会社）において、リース物件を取得し、オペレーティング・リース事業を行います。当社は当該リース事業に係る匿名組合出資持分の私募の取扱いを行うほか、リース開始時点で、当社が一時的に立替取得し、貸借対照表の「商品出資金」に計上するとともに、当該匿名組合出資持分を投資家に譲渡します。

金銭の信託方式の場合、当社が信託の受託者である株式会社ＦＰＧ信託に金銭を信託し、同社は、特定金外信託契約に基づき、当社が信託した金銭をもってリース物件（航空機）を取得し、オペレーティング・リース事業を行います。当社は、当該特定金外信託契約に係る信託受益権の未販売相当額を、「金銭の信託（組成用航空機）」として、貸借対照表に計上し、投資家に譲渡いたします。

当社が、投資家に、匿名組合出資持分又は信託受益権を譲渡することで、オペレーティング・リース事業の損益等が投資家に帰属することになります。従って、当社は、オペレーティング・リース事業の案件を組成し、当該リース事業に係る匿名組合出資持分又は信託受益権を投資家に販売することを履行義務として識別し、これらの販売時点で履行義務が充足されたと判断し、販売等に関する手数料を収益として認識しております。管理については、契約で定める一定期間にわたり履行義務が充足されると判断されることから、時の経過に応じて管理に関する手数料を収益として認識しております。

② 国内不動産ファンド事業

国内不動産を対象とした株式会社ＦＰＧ信託の信託機能を活用した不動産小口化商品を投資家に提供しております。

当該商品については、当社が取得した対象不動産を株式会社ＦＰＧ信託に信託し、その信託受益権を投資家に譲渡することで、対象不動産から生じる損益等が、受益者である投資家に帰属する仕組みであります。当社は、対象不動産の取得及び信託受益権の投資家への譲渡、運用指図を含む一連の業務を通じて、収益を得ております。

当社は、信託受益権を投資家に譲渡した時点で、対象不動産の損益等が投資家に帰属することから、信託受益権を投資家に販売することを履行義務とし、これらの販売時点で、履行義務が充足されたと判断し、信託受益権の譲渡価額を収益として認識しております。また、当社は、組成用不動産について、一棟売却を実施する場合もあります。不動産売却については、投資家との不動産売買契約に基づいて、不動産の引渡しを行う義務を負っており、履行義務は一時点で充足されるものであるため、引渡し時点において収益を認識しております。さらに、管理については、契約で定める一定期間にわたり履行義務が充足されると判断されることから、時の経過に応じて管理に関する手数料を収益として認識しております。

③ 海外不動産ファンド事業

海外不動産を対象とした集団投資事業案件を投資家に提供しております。当該案件については、海外不動産を保有し賃貸する事業案件への投資を行う任意組合の組成及び管理並びに投資家への任意組合出資持分の販売を行うことで、当社は手数料を得ております。

当社は、任意組合出資持分を投資家に譲渡した時点で、賃貸事業の損益等が投資家に帰属することから、任意組合出資持分を投資家に販売することを履行義務とし、これらの販売時点で履行義務が充足されたと判断し、手数料を収益として認識しております。また、管理については、契約で定める一定期間にわたり履行義務が充足されると判断されることから、時の経過に応じて管理に関する手数料を収益として認識しております。

⑻ 関連する会計基準等の定めが明らかでない場合に採用した会計処理の原則及び手続

① 商品出資金の会計処理

当社は匿名組合出資持分を「商品出資金」として計上しております。子会社（特別目的会社）が行うオペレーティング・リース事業の組成時に、当社が立替えた金額を「商品出資金」に計上し、投資家に出資持分を譲渡した場合には、「商品出資金」を減額し、対応する手数料を売上高に計上しております。

② 金銭の信託（組成用航空機）の会計処理

当社が組成する信託機能を活用した航空機リース事業案件は、信託の受託者である株式会社ＦＰＧ信託が、特定金外信託契約に基づき、当社が信託した金銭をもってリース物件（航空機）を取得し、オペレーティング・リース事業を行うところ、当初委託者兼受益者たる当社は、当該特定金外信託契約に係る信託受益権を投資家に譲渡するものであり、当社は、この法的実態に鑑み、未販売の当該信託受益権相当額を「金銭の信託

（組成用航空機）」に計上しております。当該受益権を投資家に譲渡した場合には、「金銭の信託（組成用航空機）」を減額し、対応する手数料を売上高に計上しております。

③　組成用不動産の会計処理

当社は、不動産小口化商品を組成し、投資家に販売する目的で取得した不動産(不動産信託受益権を含む。）を「組成用不動産」として計上しております。投資家に当該不動産にかかる信託受益権を譲渡した際に「組成用不動産」を減額するとともに、不動産信託受益権の売買価額相当額を売上高に計上しております。

2. 貸借対照表に関する注記

⑴　有形固定資産の減価償却累計額　　680百万円

⑵　担保提供資産及び担保付債務

関係会社株式7百万円は、関係会社の銀行借入金又はリース債務の物上保証に供しております。

なお、「敷金及び保証金」のうち95百万円を、国内不動産ファンド事業を行うため、宅地建物取引業法に基づき、法務局に供託しております。

また、「有価証券」のうち319百万円は、海外不動産ファンド事業において、投資ビークルとして利用している任意組合の出資先であるリミテッドパートナーシップのノンリコースローンの保証人として、指定された金融機関に預託しております。

⑶　関係会社に対する金銭債権及び金銭債務（区分掲記されたものを除く）

短期金銭債権	2,882百万円
長期金銭債権	2,721百万円
短期金銭債務	21,584百万円

⑷　コミットメントライン契約等

(借手側)

当社は、主にリースファンド事業、国内不動産ファンド事業及び海外不動産ファンド事業における案件組成資金を効率的に調達するため、金融機関と、コミットメントライン契約及び当座貸越契約を締結しております。これらの契約に基づく当事業年度末の借入未実行残高等は以下のとおりであります。

コミットメントライン及び当座貸越極度額の総額	130,200百万円
借入実行残高	25,910百万円
差引額	104,290百万円

上記のコミットメントライン契約及び当座貸越契約には、財務制限条項が付されているものがあります。

財務制限条項の詳細は、連結注記表「３．連結貸借対照表に関する注記　(3)コミットメントライン契約等」及び同注記「(4)財務制限条項」をご参照ください。

(貸手側)

当社は、Ｆ．ｂｉｔ航空機小口化商品第１号（譲渡制限付・為替ヘッジなし）に係る信託及びＦ．ｂｉｔ航空機小口化商品第２号（譲渡制限付・為替ヘッジなし）に係る信託の受託者である株式会社ＦＰＧ信託との間で、貸出コミットメントライン契約を締結しております。当事業年度末における貸出コミットメントライン契約に係る貸出未実行残高等は次のとおりであります。

コミットメントライン総額	200百万円
貸出実行残高	－百万円
差引額	200百万円

(5) 財務制限条項

連結注記表「３．連結貸借対照表に関する注記　(4)財務制限条項」をご参照ください。

3. 損益計算書に関する注記

関係会社との取引高

営業取引による取引高	
売上高	26,892百万円
売上原価	146百万円
営業取引以外の取引による取引高	2,162百万円

4. 株主資本等変動計算書に関する注記

自己株式の種類及び株式数に関する事項

株式の種類	当事業年度期首株式数	当事業年度増加株式数	当事業年度減少株式数	当事業年度末株式数
普通株式	70,281株	3,914株	5,970株	68,225株

（注）増加株式数3,914株は、譲渡制限付き株式報酬制度における無償取得によるものが3,840株、単元未満株式の買取によるものが74株であります。減少株式数5,970株は、譲渡制限付き株式報酬としての自己株式の処分によるものが5,970株であります。

5. 税効果会計に関する注記

繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

繰延税金資産	
未払事業税等	240百万円
売上高加算額	1,472百万円
賞与引当金	144百万円
資産除去債務	43百万円
関係会社株式評価損	1,054百万円
営業投資有価証券評価損	123百万円
貸倒引当金	85百万円
その他	297百万円
繰延税金資産小計	3,461百万円
評価性引当額	△95百万円
繰延税金資産合計	3,366百万円
繰延税金負債	
売上原価認容額	△16百万円
その他	△96百万円
繰延税金負債合計	△113百万円
繰延税金資産の純額	3,253百万円

6. 関連当事者との取引に関する注記

子会社及び関連会社等

種類	会社等の名称又は氏名	所在地	資本金又は出資金（百万円）	事業の内容又は職業	議決権等の所有（被所有）割合（%）	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額（百万円）	科目	期末残高（百万円）
子会社	㈱FPG証券	東京都千代田区	12,699	証券事業	（所有）直接100.0	業務受託 役員の兼任 資金の借入	資金の借入 資金の返済 利息の支払 (注3①)	92,300 95,400 380	短期借入金 未払費用	21,500 54
子会社	㈱FPG Air	東京都千代田区	100	航空事業	（所有）直接100.0	業務受託 役員の兼任 資金の貸付	増資の引受 (注3②) 資金の貸付 利息の受取 (注3①)	2,500 1,180 43	長期貸付金 (注3③) 未収収益	2,221 5
子会社	(同)Ｆｂｉｔ第2号	東京都千代田区	1	(注1)	（所有）直接100.0	信託受益権の譲渡	信託受益権の譲渡 信託受益権の譲渡益 (注3④)	5,296 338	－	－
子会社	子会社105社 (注2)	東京都千代田区	－	(注2)	（所有）直接100.0	業務受託	業務受託 手数料 (注3⑤)	26,023	未収入金 (注3⑥) 売掛金 契約負債	2,528 94 5,236

（注）1．リースファンド事業において、受益証券発行信託による受益証券を取り扱っております。

2．子会社はリースファンド事業において、航空機、船舶又は海上輸送用コンテナを対象としたオペレーティング・リース事業の営業を行っている会社であります。

3. 取引条件及び取引条件の決定方針等

① 貸付の利率については、市場金利等を勘案して合理的に決定しております。

② 増資の引受は、デット・エクイティ・スワップ方式による貸付金の現物出資であります。
なお、当該貸付金から対応する貸倒引当金1,854百万円を控除した645百万円を株式取得価額としております。

③ 長期貸付金は、投資その他の資産「その他」に含まれております。

④ 信託受益権の譲渡価額は、市場価格等を勘案し、決定しております。

⑤ 業務受託に係る価格その他の取引条件は、当社が、リースの組成に際して、オペレーティング・リース事業の賃借人、金融機関等と交渉して決定した手数料やその他の市場実勢を参考にした希望価額を子会社に提示し、価格交渉の上で、決定しております。

⑥ 未収入金は、主に当社が子会社から業務受託手数料を受領するときに係る消費税等で子会社が還付を受けるまで一時猶予しているものであります。未収入金は流動資産「その他」に含まれております。

7. 収益認識に関する注記

顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報について、連結注記表「6．収益認識に関する注記」に同一の内容を記載しているため、注記を省略しております。

8. 1株当たり情報に関する注記

⑴ 1株当たり純資産額 783円55銭

⑵ 1株当たり当期純利益 199円90銭

9. 重要な後発事象に関する注記

連結注記表「9.重要な後発事象に関する注記」をご参照ください。